（別紙１）

**地域経済牽引事業計画**

Ⅰ　必須記載事項

１　地域経済牽引事業の内容及び実施期間

（１）地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略

（同意基本計画の名称）

（活用する地域の特性及びその活用戦略）

（２）地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者（代表者） | | |
|  | | ①名称、　　②住所、　③代表者名、　④資本金、　⑤従業員数、　⑥業種、  ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割（地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合） |
|  | |  |
| 地域経済牽引事業を共同して行おうとする者 | | |
|  | ①名称、　　②住所、　③代表者名、　④資本金、　⑤従業員数、　⑥業種、  ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割 | |
| １ |  | |
| ２ |  | |

（３）地域経済牽引事業として行う事業の内容

（事業名）

（関連する業種）

（地域経済牽引事業の内容）

（活用を予定する支援措置）

（その他）

（４）地域経済牽引事業を行う主な実施場所

（５）地域経済牽引事業の実施期間

（実施期間）

　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

（実施スケジュール）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 取組事項 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 年　月～ | 年　月～ | 年　月～ | 年　月～ | 年　月～ |
| ① |  |  |  |  |  |
| ② |  |  |  |  |  |
| ③ |  |  |  |  |  |

２　地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

　　事業者ごとに別表１－１に記載

３　地域経済牽引事業の実施による経済的効果

（１）付加価値創出額

（見込み）

（算定根拠）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 事業開始前 | 事業開始後 | | | | |
| 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |
| 年　月～ | 年　月～ | 年　月～ | 年　月～ | 年　月～ | 年　月～ |
| ①売上高 | |  |  |  |  |  |  |
| 費用総額 | ②売上原価 |  |  |  |  |  |  |
| ③販売費及び  一般管理費 |  |  |  |  |  |  |
| ④計（②＋③） |  |  |  |  |  |  |
| ⑤給与総額 | |  |  |  |  |  |  |
| ⑥租税公課 | |  |  |  |  |  |  |
| ⑦付加価値額  （①－④＋⑤＋⑥） | |  |  |  |  |  |  |

（２）経済的効果

（見込み）

（算定根拠）

（注）地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果（取引額、売上げ、雇用者数又は給与総額）を達成する見込みであることを記載すること。

Ⅱ　任意記載事項

１　地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

　　別表１－２に記載

２　地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

　　別表１－２に記載

３　特定事業者が法第１９条第３項、第２８条又は第２９条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

（１）承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

（承継等特定事業者の名称）

（被承継等特定事業者の名称）

（２）事業承継等の内容及び実施時期

（事業承継等の内容）

（実施時期）

（３）法第１９条第３項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の

事業年度における以下の事項

　①　純資産の額が零を超えること

　　純資産合計額＝　　　　　　　　円　＞　０

　②　EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること

　　　EBITDA有利子負債倍率＝　　　　　　　　倍　≦　10

〔計算式〕（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）

　借入金・社債（　　　　　　　）円　―　現預金（　　　　　　　）円

　営業利益（　　　　　　　　）円　＋　減価償却費（　　　　　　）円

４　一般社団法人が法第２３条第１項又は第２項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

（１）一般社団法人の名称及び所在地

（２）一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

（３）法第２３条第１項又は第２項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

５　補助金等交付財産の活用に関する事項

６　法第２５条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項